



平成20年度 水道事業の 上半期執行状況 について お知らせします

■平成20年度上半期業務量（平成20年9月30日現在）

項目	上水道事業		簡易水道事業	
	20年度予定	20年9月末	20年度予定	20年9月末
給水件数	4,575件	4,631件	5,601件	5,699件
総給水量	1,107,658 m ³	578,378 m ³	1,264,233 m ³	687,117 m ³
1日平均給水量	3,034 m ³	3,169 m ³	3,463 m ³	3,765 m ³

■平成20年度上半期執行状況（平成20年9月30日現在）（単位：千円）

科目	上水道事業			簡易水道事業		
	予算額	執行額	執行率	予算額	執行額	執行率
収益的収入	156,448	75,647	48.4%	267,156	135,135	50.6%
収益的支出	139,093	33,943	24.4%	254,646	71,024	27.9%
資本的収入	178,731	0	0.0%	193,978	28,525	14.7%
資本的支出	259,262	28,356	10.9%	301,090	69,839	23.2%

第60回 人権週間

育てよう 一人一人の 人権意識

思いやりの心・かけがえのない命を大切に

国際連合は、昭和23年12月10日の第3回総会において、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の標準として、世界人権宣言を採択しました。また、昭和25年12月4日の第5回総会においては、世界人権宣言が採択された日である、12月10日を「人権デー」と定め、すべての加盟国及び関係機関が、この日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸行事を行うよう、要請する決議を採択しました。

私たちの国においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日から10日）を「人権週間」と定めました。本年度の「第60回人権週間」においては、啓発活動の重点目標を『育

てよう 一人一人の 人権意識
思いやりの心・かけがえのない命を大切に』とし、「女性の人権を守る」「子どもの人権を守る」「高齢者を大切に育てよう」「障害のある人の完全参加と平等を実現しよう」「部落差別をなくそう」「インターネットを悪用した人権侵害は止めよう」「外国人の人権を尊重しよう」「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」などの強調事項を掲げ、啓発活動が展開されます。



広報 トピックス

「交通の安全確保を目指して 交通安全総点検を実施」

秋の全国交通安全運動にあわせて交通安全総点検を9月29日、町内の市街地で実施しました。

これは、地域の皆さんと、企業・行政などが一体となって、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりに努め、交通の安全確保を目指すこと、実施しています。

今回の点検では、盈進小学校周辺とさつま警察署周辺の2班に分かれて、市街地内の通学路を含む歩行者



盈進小学校周辺の障害物などをみんなで点検

や自転車、自動車の交通量が多い箇所と障害物点検を行いました。

みんなで点検

点検には、小学生や身体障害者、高齢者の方々をはじめ、交通安全協会、警察署、北薩地域振興局などから約60人が参加し、普段何気なく利用している道路を、それぞれの立場で、ひとつひとつ確認しながら点検しました。

意見交換会で改善計画協議

点検終了後は、全員で意見交換を行い、点検箇所や道路環境づくりに対するアイデアなどを発表し、指摘箇所については、それぞれの管理者から改善に対する考え方や計画などが発表されました。

具体的な改善計画

町道の指摘箇所について路面の舗装や側溝の改修など維持補修的なものは今年度から来年度にかけて、なるべく早期に改善するように計画しています。また、交差点改良や歩道の新設などは、道路の改良が伴ったため、市街地の開発など各種事業とも調整しながら長期的、計画的に進めたいと考えています。

また、国道や信号機、道路標識、電柱などについては、県（北薩地域振興局）や警察をはじめ、九州電力NTTなど、関係機関に要請し、早

期の改善に協力いただけるようお願いしていきます。



さつま警察署周辺を点検する宮之城交通少年団の団員

■道路の美化にご協力ください

道路の除草や清掃などの環境整備については、地域で定期的に行われている箇所も多く、たいへんありがたいことです。

町の道路整備員による道路の清掃・管理を計画的に行っていますが、延長が長い全線について満足いただける状況ではないと考えています。

今後も危険箇所や道路の状況などを考慮して、計画的に整備を進めていきますのでご理解とご協力をお願いします。

■お願い

県と町では、道路や河川の清掃作業などをされている地域や個人・グループの把握を行っています。すでに実施された方々や今後実施予定の方々は、建設課道路維持係までお知らせください。

■問い合わせ

役場建設課道路維持係
☎53-1111（内線2254）